

令和2年7月豪雨の被災者への支援制度

減免や猶予を受けるには申し込みが必要です。各制度についての詳細や申込方法は市ホームページをご覧ください。各担当課へ問い合わせください。

災害ごみの受け付け

- 対象 災害により発生したごみ
- 搬入場所 リレーセンター東宮内（宮内 1304-1）
- 処理料金 無料
- ☎環境保全課環境業務係 ☎ 63-1370
- ☎リレーセンター東宮内 ☎ 62-0647

消毒用石灰の配布

- 対象 床下浸水以上の被害を受けた人
- 申込方法 各地域の行政協力員を通して申し込み
- ☎環境保全課環境業務係 ☎ 63-1370

一時的な市営住宅の提供

- 対象者 罹災証明書が交付された人で、引き続き住宅に住むのが困難な人
- ☎建築住宅課住宅管理係 ☎ 63-1491

し尿汲み取り手数料の減免

- 対象者 被災証明書か罹災証明書を交付された人
- ☎環境保全課環境業務係 ☎ 63-1370

そのほか災害に関する問い合わせ

内容 / 問い合わせ先
災害・防災全般について ☎防災安全課危機管理防災室 ☎ 63-1395
市が管理する道路や河川の被害について ☎土木課 ☎ 63-1485
農地や農業施設の被害について ☎農林水産課耕地水産係 ☎ 63-1454
農作物の被害について ☎農林水産課農政係 ☎ 63-1443
義援金の受け付け ☎会計課 ☎ 63-1621
義援品の受け付け ☎財政課管財係 ☎ 63-1292
災害ボランティアについて ☎社会福祉協議会 ☎ 66-2993

証明書の手数料免除

災害復旧に関する手続きなどに必要な証明書の手数料を免除します。

- 対象 住民票、印鑑証明、戸籍、税証明など
- 対象者 被災証明書か罹災証明書を申請した人
- 期間 令和3年3月31日(木)まで
- ☎市民課市民係 ☎ 63-1302

市税の一部減免

- 対象者 災害発生以後の納期の税額（災害発生前の納付分を除く）がある人で、下記の条件を満たす人
- 【固定資産税】
- ・半壊、大規模半壊、全壊の罹災証明書を交付されている
- 【市県民税・国民健康保険税】（常時居住している家屋）
- ・半壊、大規模半壊、全壊の罹災証明書を交付されている
- ・前年の合計所得が 1,000 万円以下
- ※損害の程度によって減免割合が異なります。
- ☎税務課資産税係（固定資産税） ☎ 63-1346
- ☎税務課市民税係（市県民税・国保税） ☎ 63-1342

市税の徴収猶予

- 対象者 災害を受けて納期限内の納付が困難な人
- ☎収納課 ☎ 63-1362・63-1353

保険料や負担金の免除、減額、徴収猶予

- 対象 国民健康保険一部負担金、後期高齢者医療保険料及び一部負担金、介護保険料及び利用者負担金
- 対象者 下記のいずれかの条件を満たす人
- ・住家の床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ・主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
- ☎保険介護課国保年金係（国民健康保険） ☎ 63-1327
- ☎保険介護課高齢者医療係（後期高齢者医療） ☎ 63-1420
- ☎保険介護課介護保険係（介護保険） ☎ 63-1418

上下水道料金の減免

- 対象月 8・9月請求の上下水道料金
- 対象者 被災証明書か罹災証明書を交付された人
- ☎企業局お客様センター ☎ 64-3333

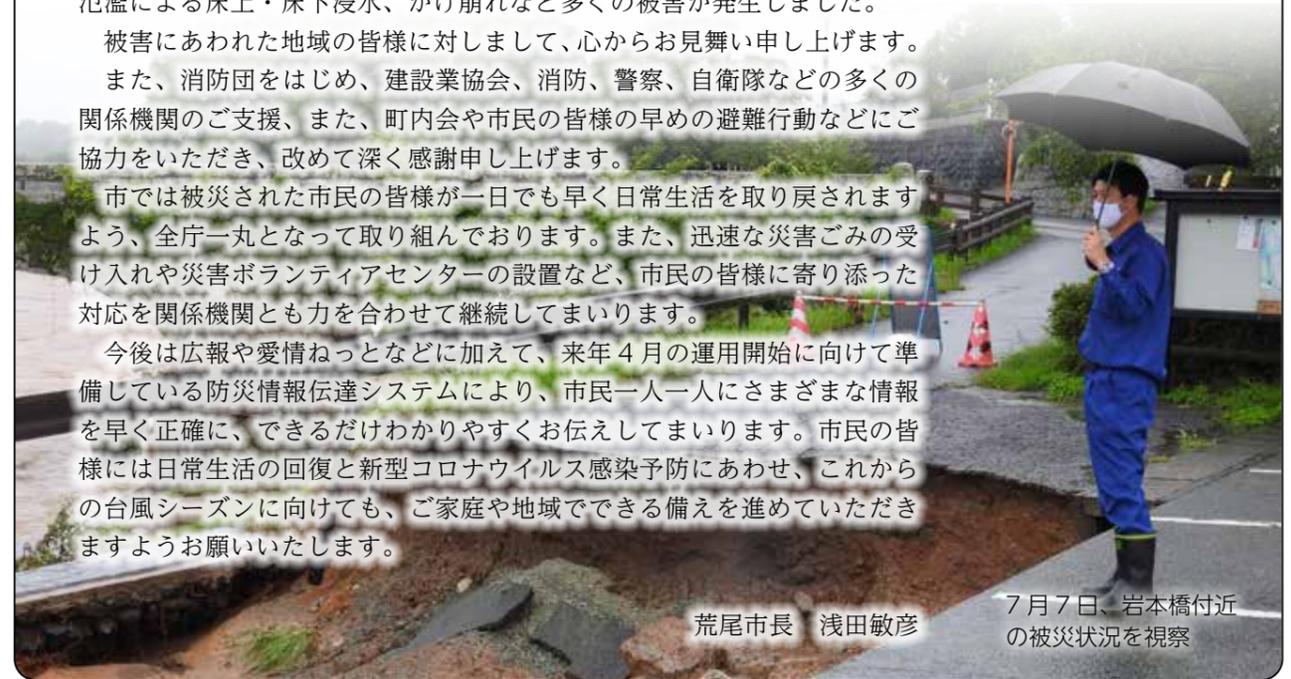
市民の皆様へ

7月6日から降り始めた記録的な大雨により、荒尾市においても関川の氾濫による床上・床下浸水、がけ崩れなど多くの被害が発生しました。

被害にあわれた地域の皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。また、消防団をはじめ、建設業協会、消防、警察、自衛隊などの多くの関係機関のご支援、また、町内会や市民の皆様への早めの避難行動などにご協力をいただき、改めて深く感謝申し上げます。

市では被災された市民の皆様が一日でも早く日常生活を取り戻されますよう、全庁一丸となって取り組んでおります。また、迅速な災害ごみの受け入れや災害ボランティアセンターの設置など、市民の皆様に寄り添った対応を関係機関とも力を合わせて継続してまいります。

今後は広報や愛情ねっとなどに加えて、来年4月の運用開始に向けて準備している防災情報伝達システムにより、市民一人一人にさまざまな情報を早く正確に、できるだけわかりやすくお伝えしてまいります。市民の皆様には日常生活の回復と新型コロナウイルス感染予防にあわせ、これからの台風シーズンに向けても、ご家庭や地域でできる備えを進めていただきますようお願いいたします。



荒尾市長 浅田敏彦

7月7日、岩本橋付近の被災状況を視察

手続きに必要な被災証明書・罹災証明書の申請方法

申請書は市ホームページからダウンロードするか、市役所や市民サービスセンターで取得してください。

☎防災安全課危機管理防災室 ☎ 63-1395

被災証明書

保険金の請求などのため、被災したことの証明が必要な人に発行します。
※災害の程度を証明するものではありません。

手続き方法

- ①「被災証明願」に必要事項を記入し押印
- ②住んでいる地区の行政協力員に確認印をもらう
- ③市民課か市民サービスセンター（あらおシティモール2階）で申請

持ってくるもの

- ・被災証明願（申請書）
- ・印鑑
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
- ※別世帯の人が申請するときは委任状が必要です。

受付時間

市民課：平日の午前8時30分～午後5時15分
市民サービスセンター：午前10時30分～午後7時（土日祝日も開いています）

罹災証明書

税の減免手続きなどのため、その被害の程度について証明が必要な人に発行します。

手続き方法

- ①「罹災証明書（申請書）」に必要事項を記入し押印
- ②被災した家屋などの位置図・被害の状況が判断できる写真を添付し、市民課か市民サービスセンターで申請
- ※申請受付後に調査を行い、後日証明書を発行します。

持ってくるもの

- ・罹災証明書（申請書）
- ・印鑑
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
- ・被災した家屋などの位置図
- ・被害の状況が判断できる写真（現像、印刷したもの）
- ※別世帯の人が申請するときは委任状が必要です。

受付時間

被災証明書と同じ